

## 監 査 結 果 公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査結果を次のとおり公表する。

平成24年9月28日

新潟県監査委員 山 田 修

新潟県監査委員 石 上 和 男

## 住民監査請求に係る監査結果

### 第1 監査の請求

#### 1 請求人

新潟市江南区稲葉一丁目5番12号  
県・新潟市を考える会 会長 吉村 美二

#### 2 請求の要旨

##### (1) ガソリン代について

ア 平成22年度の政務調査費収支報告書等を調べると、本会議や委員会等に出席した日にガソリン代を計上している。

イ しかし、本会議や委員会等に出席した日は、旅費を含む日額が新潟県議会議員給与条例（昭和25年3月28日新潟県条例第2号。以下「議員給与条例」という。）により支給されているから、ガソリン代を計上することは交通費の二重取りであり、違法である。

ウ 対象議員は別表1のとおりであり、居宅から議会までの往復距離（議員給与条例第8条第1項の表における各区分の最大距離とする。）に22円を乗じた金額合計660,550円を新潟県知事が返還を請求することを求める。

##### (2) 事務所費について

ア 事務所は議員をはじめ事務所職員や後援会会員が主に利用する。平成23年4月1日は統一地方選挙の告示日であり、半年前の10月頃から議員をはじめ事務所職員は選挙の仕事が主である。

イ 平成22年度の政務調査費収支報告書等を調べると、電気の契約種別が30～50アンペアのものがあるが、事務所は20アンペア程度である。このことは、家庭の電気を利用しているのであり、水道やガスも家庭と共同使用である。

ウ したがって、按分割合が全額や7割等であることは根拠もなく不当であり、最高50%が妥当である。

エ 対象議員は別表2のとおりであり、合計3,741,568円を新潟県知事が返還を請求することを求める。

##### (3) 広報費について

平成22年度の政務調査費収支報告書等を調べると、通常はがき、四連はがき、年賀はがきを大量に購入していることは、以下の理由により不相当である。

ア 平成23年4月1日は統一地方選挙の告示日であり、後援会会員名簿から宛名・住所を印刷していることは、後援会会員への挨拶状である。

イ 書くスペースが非常に狭いはがきは、挨拶文程度でしか利用しないのは常識であるのに県政報告等に利用したとして広報費に金額を計上したことは誰が見ても不当である。

ウ 年賀はがきは、新年の挨拶に使用するものであるから認められない。しかも、私用となる選挙区以外の親戚や知人・友人に使用したとも考えられるから公費での購入は認められない。

エ 対象議員は別表3のとおりであり、合計1,292,350円を新潟県知事が返還を請求することを求める。

#### 3 請求の受理

本件請求のうち、ガソリン代、事務所費及び広報費の一部（年賀はがきの購入）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備しているものと認め、請求書が提出された平成24年7月11日をもってこれを受理した。

なお、広報費のうち年賀はがきの購入以外の請求人の主張は、収支報告書や領収書等の添付様式の記載内容等に関する疑問点や自己の推測に基づく見解を述べているにすぎず、政務調査費の支出が目的から逸脱した違法なものであるという具体的説明がなされていると認めることはできないため、監査の対象とはしなかった。

### 第2 証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定により、平成24年7月20日付けで請求人に対し証拠の提出及び陳述の機会を同月30日に設ける旨を文書で通知したところ、同月24日付けで請求人から陳述は行わない旨の回答が文書でなされた。また、新たな証拠の提出はなかった。

### 第3 監査委員の除斥

本件監査は、法第199条の2の規定により、議員のうちから選任された監査委員を除斥して行った。

## 第4 監査の実施

### 1 監査の方法

政務調査費の支出が違法、不当であったかどうかを判断するためには、判断基準が必要である。政務調査費は、法第100条第14項で「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定され、また、同条第15項で「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定されている。したがって、判断基準は、議会において規定されるべきものであり、県議会は、新潟県政務調査費の交付に関する条例（平成13年新潟県条例第33号。以下「条例」という。）のほか、新潟県政務調査費の交付に関する規程（平成13年新潟県議会規程第1号。以下「規程」という。）を定めている。さらに、その運用指針として「政務調査費の手引」（以下「手引」という。）を作成している。

以上より、本件監査を行うに当たっては、条例、規程及び手引並びに請求人の主張等を踏まえ、監査を実施することとした。

### 2 監査の対象機関

議会事務局総務課（以下「議会事務局」という。）

## 第5 監査の結果

### 1 事実関係の確認

監査対象機関の関係職員からの聞き取り及び関係書類の精査を行った。その概要は次のとおりである。

#### (1) 議員が召集に応じ、議会又は委員会等に出席した場合の費用弁償の概要

議員が召集に応じ、議会又は委員会等に出席した場合は、会議に出席した日数により、次の費用を弁償する。この場合において、休会の日の日数は、会議に出席した日とみなす（議員給与条例第8条第1項）。

区分（住所又は居所から招集地までの片道距離）	日 額
15キロメートル未満	8,000円
15キロメートル以上 25キロメートル未満	10,200円
25キロメートル以上 50キロメートル未満	12,600円
50キロメートル以上100キロメートル未満	13,900円
100キロメートル以上150キロメートル未満	18,300円
150キロメートル以上	18,600円

注 平成22年度における日額。平成23年11月以降は11区分に細分化されている。

#### (2) 政務調査費の概要

##### ① 交付対象及び交付額

###### ア 交付対象（条例第1条・第2条）

政務調査費は、県議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。）及び議員に対し交付される。

###### イ 交付額（条例第3条・第4条）

(ア) 会派（所属議員1人当たり） 月額 66,000円

(イ) 議員 月額 264,000円

##### ② 交付事務手続の流れ

###### ア 会派の届出（条例第5条）

(ア) 会派を結成し、政務調査費の交付を受けようとするときは、議長に会派結成届を提出しなければならない。

(イ) 会派結成届の内容に異動が生じたときは、会派異動届を提出しなければならない。

###### イ 知事への通知（条例第6条）

(ア) 議長は、政務調査費の交付を受ける会派及び議員について、毎年度4月5日までに知事に通知しなければならない。

(イ) 年度の中途において会派又は議員に異動が生じたときは、速やかに知事に通知しなければならない。

###### ウ 交付決定（条例第7条）

知事は、議長から条例第6条による通知を受けたときは、政務調査費の交付決定（変更交付決定）を行い、会派及び議員に通知しなければならない。

エ 請求及び交付（条例第8条）

(ア) 会派の代表者及び議員は、毎月15日までに当該月分の政務調査費を知事に請求する。

(イ) 知事は、請求があったときは速やかに政務調査費を交付する。

オ 収支報告書の提出（条例第10条・規程第5条）

(ア) 会派の代表者及び議員は、政務調査費の収支報告書を年度終了日の翌日から起算して60日以内に議長に提出しなければならない。収支報告書には、当該収支報告書に記載された政務調査費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添付しなければならない。

(イ) 会派が消滅した場合及び議員が任期満了等により議員でなくなった場合は、その日の翌日から起算して60日以内に提出しなければならない。

(ウ) 議長は、提出された収支報告書の写しを知事に送付する。

カ 残余金の返還（条例第12条）

会派の代表者又は議員は、その年度において交付を受けた政務調査費の総額から、その年度において行った政務調査費による支出（使途基準に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合は、返還しなければならない。

キ 収支報告書の閲覧（条例第13条・規程第7条）

収支報告書は、提出期限の翌日から起算して60日を経過した日の翌日から、文書保管室内の閲覧コーナーで閲覧することができる。

(3) 政務調査費の使途基準等

① 使途基準

ア 政務調査費の使途（条例第9条）

会派及び議員は、政務調査費を使途基準に従い使用しなければならない。

イ 使途基準（規程第4条）

(ア) 会派分（別表第1）

項目	内容
調査研究費	会派が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費（調査委託費、交通費、宿泊費等）
研修費	会派が行う研修会、講演会の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費（会場費、機材借上げ費、講師謝金、会費、交通費、宿泊費等）
会議費	会派における各種会議に要する経費（会場費、機材借上げ費、資料印刷費等）
資料作成費	会派が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費（印刷製本費、原稿料等）
資料購入費	会派が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費（書籍購入費、新聞雑誌購読料等）
広報費	会派が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費（広報紙・報告書等印刷費、送料、交通費等）
事務費	会派が行う調査研究に係る事務遂行に要する経費（事務用品費、備品費、通信費等）
人件費	会派が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費（給料、手当、社会保険料、賃金等）

注（ ）内は例示

(イ) 議員分（別表第2）

項目	内容
調査研究費	議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費（調査委託費、交通費、宿泊費等）
研修費	団体等が開催する研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する秘書等の参加に要する経費

	(会費、交通費、宿泊費等)
会 議 費	議員が行う地域住民の県政に関する要望、意見を聴取するための各種会議に要する経費 (会場費、機材借上げ費、資料印刷費等)
資料作成費	議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費 (印刷製本費、原稿料等)
資料購入費	議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費 (書籍購入費、新聞雑誌購読料等)
広 報 費	議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費 (広報紙・報告書等印刷費、送料、交通費等)
事 務 所 費	議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費 (事務所の賃借料、管理運営費等)
事 務 費	議員が行う調査研究に係る事務遂行に要する経費 (事務用品費、備品費、通信費等)
人 件 費	議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費 (給料、手当、社会保険料、賃金等)

注 ( ) 内は例示

② 運用指針

政務調査費の支出については規程別表に定める使途基準に従い使用されなければならないが、具体的な使途については、これまで全国都道府県議会議長会から提出された「政務調査費の使途の基本的な考え方について」(平成13年8月20日)(以下「全国議長会の考え方」という。)を参考としていたところである。

新潟県議会では、平成19年2月議会において政務調査費の収支報告書に領収書の添付が義務付けられたことを機に、これまでの「全国議長会の考え方」を基本として、適正執行に当たっての使途基準の具体的な内容や運用の指針などを取りまとめた手引を作成し、平成19年度分から政務調査費を支出するに当たっての参考(拠り所)としているところである。

③ 「政務調査費の手引」

ア 作成目的

政務調査費のより一層の適正執行を期するため、会派及び議員が政務調査費を支出するに当たっての参考(拠り所)とするもの

イ 作成者

新潟県議会(各会派の代表者13人から構成された「新潟県政務調査協議会」で協議して取りまとめた。)

ウ 作成年月日

平成19年10月(平成22年6月一部改訂)

エ 手引の主な記載内容

(ア) 制度の概要

交付対象、交付額、交付上の諸手続

(イ) 使途基準

具体的な内容を会派分、議員別に項目ごとに例示

(ウ) 使途基準の運用指針

支出する際の原則、政務調査費から支出できない経費の具体例を例示

(エ) 収支報告

収支報告書の作成、提出、証拠書類の整理保管、収支報告書の閲覧

(オ) 資料集

関係例規、各種様式及び記載例

④ 議会事務局における収支報告書等の審査方法

ア 議会事務局においては、収支報告書及び領収書等の添付書類について審査を行い、規程別表に定める使途基準及び手引に合致した支出であるかを確認している。

イ また、報告内容の確認は、議員活動の自主性、自律性を尊重しつつ行っているが、必要に応じて支

出された経費が議員の調査研究活動に係るものであることを直接議員との面談により確認している。

(4) 本件請求に係る支出項目に関する事項（議会事務局の見解）

① ガソリン代について

ア 議員給与条例第8条の費用弁償支給日と給油日が同じ場合があることは事実であるが、給油日と政務調査費の使途とに直接の関連があるわけではない。

イ ガソリン代については、調査研究以外の議員活動や後援会活動など、政務調査以外の目的にも使用される場合がある。そのため、議員は、ガソリン代金の全額を政務調査費から充当しているわけではなく、政務調査とそれ以外の使用割合を考慮して按分して充当しているので、交通費の二重取りにはならない。

なお、請求人は、一部の議員のみが按分をしているとするが、請求の対象となった議員は、全員が、その実態に応じて、支払額を按分して計上していることを収支報告書の添付様式により確認している。

② 事務所費について

ア 事務所費は、議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費（事務所の賃借料、管理運営費等）であるが、適用する按分割合は、議員個々の活動実態により異なるため、一律にその割合を示すことはできないことから、手引上、議員の責任において、それぞれの活動実態に応じ、決めることとされている。

イ 収支報告書等提出の際は、必要に応じ、議員に聞き取りを行い、調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費であることを確認している。

③ 広報費（年賀はがきの購入）について

ア 年賀はがきであっても、議会活動等の報告に用いることは問題ない。手引の記載例は、単なる慶弔用の年賀状の購入に対し、政務調査費を支出することは不適当との趣旨であり、県政報告の用途であれば計上は可能である。

イ 収支報告書等提出の際は、議員に聞き取りを行い、県政報告のために使ったものであることを確認している。

2 判断

以上の事実関係の確認に基づき、本件請求に対し次のとおり判断する。

(1) ガソリン代について

ガソリン代については、政務調査以外の目的にも使用される場合があり、そのため、議員は、ガソリン代金の全額を政務調査費から充当しているわけではなく、政務調査とそれ以外の使用割合を考慮して按分して充当しているため、交通費の二重取りにはならないという議会事務局の取扱いは合理性が認められる。支出の按分は、必ずしも支出日ごとに行う必要はなく、政務調査費の交付の年度を通じて行うことも認められると解されるところ、いずれの議員の按分割合（最大で2分の1）も明らかに不適切であるとはがうかがわれない。

したがって、当該支出は使途基準に合致するものと認められ、請求人の主張については、理由がないものと判断する。

(2) 事務所費について

事務所費に適用する按分割合は、議員個々の活動実態により異なるため、一律にその割合を示すことはできないことから、手引上、議員の責任において、それぞれの活動実態に応じ、決めることとされており、これを受けて、議会事務局においては、必要に応じ、議員に聞き取りを行い、調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費であることを確認している。

政務調査費については、政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解されているところ（平成21年12月17日付け最高裁判所第一小法廷判決）、当該支出については、収支報告書等の記載に特段の不備はなく、議会事務局の確認方法にも不十分な点は認められない以上、当該支出が適正に行われたものではないとの推定を及ぼすことはできず、請求人の主張については、理由がないものと判断する。

(3) 広報費（年賀はがきの購入）について

年賀はがきの購入が、議員の行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費であったか、具体的に確認するため、文面の写し等、関係資料の提出を求めたところ、平成22年度政務調査費に係る「ハガキは既に手元になく、毎年同じ形式で原稿を上書きして作成していることから、平成24年に作成したハガキの写しを参考提出する」との回答があった。提出されたはがきの内容を確認したところ、表面に「県政報

告」との記載があり、裏面の記載も議会活動及び県政に関する政策等の報告であることが認められた。確認したはがきは平成24年のものであるが、使用時期等を踏まえると、本件請求に係るはがきも同様であったと推認される。

したがって、当該支出は使途基準に合致するものと認められ、請求人の主張については、理由がないものと判断する。

別表 1 (ガソリン代)

番号	議員名	返還を要する金額	請求人の主張内容等
1	皆川 雄二	66,000	150×2×22×10
2	小林 林一	19,800	150×2×22×3
3	宮崎 増次	4,400	50×2×22×8×0.25
4	長谷川きよ	39,600	100×2×22×9
5	梅谷 守	46,200	150×2×22×7
6	竹山 昭二	3,850	50×2×22×7×0.25
7	岩村 良一	19,800	50×2×22×9
8	早川 吉秀	35,200	100×2×22×8
9	西川 洋吉	57,200	100×2×22×13
10	佐藤 莞爾	4,400	50×2×22×6×1/3
11	村松 二郎	59,400	150×2×22×18×50%
12	長津光三郎	15,400	50×2×22×7
13	小林 一大	11,000	25×2×22×10
14	桜井 甚一	4,400	50×2×22×2
15	石塚 健	5,500	25×2×22×5
16	佐藤 卓之	26,400	100×2×22×6
17	小山 芳元	39,600	150×2×22×6
18	楡井 辰雄	92,400	150×2×22×14
19	柄沢 正三	11,000	50×2×22×5
20	尾身 孝昭	66,000	150×2×22×10
21	星野伊佐夫	33,000	100×2×22×30×1/4
	合 計	660,550	

注 請求人が主張する返還を要する金額の計算は以下による。

居宅から議会までの距離 (km) × 2 (往復) × 22円 × 費用弁償支給対象日との重複日数 × 按分割合  
 なお、重複日数は、定例会及び臨時会を対象とし、休会の日 (議案調査・党議) を除いている。



別表 2 (事務所費)

番号	議員名	返還を要する金額	請求人の主張内容等
1	皆川 雄二	23,860	按分割合が 9/10で不当。50%が妥当。
2	楡井 辰雄	363,615	按分割合が 9/10で不当。50%が妥当。電気契約容量40アンペア
3	片野 猛	420,000	按分割合を 5/10としているが、事務所の開設期間(5か月)等を踏まえると全額が不当。
4	長谷川きよ	341,635	按分割合が 8/10で不当。50%が妥当。
5	梅谷 守	420,400	按分割合が10/10で不当。50%が妥当。電気契約容量40アンペア
6	竹山 昭二	10,493	按分割合が 7/10で不当。50%が妥当。電気契約容量50アンペア
7	早川 吉秀	300,000	按分割合が10/10で不当。50%が妥当。
8	青木太一郎	300,000	按分割合が10/10で不当。50%が妥当。
9	金谷 国彦	518,921	按分割合が10/10で不当。50%が妥当。電気契約容量30アンペア
10	若月 仁	329,535	按分割合が 8/10で不当。50%が妥当。
11	横尾 幸秀	179,746	按分割合が 8/10で不当。50%が妥当。
12	金子 恵美	53,363	按分割合が 2/ 3で不当。50%が妥当。
13	桜井 甚一	480,000	按分割合が10/10で不当。50%が妥当。
	合 計	3,741,568	

別表 3 (広報費)

番号	議員名	返還を要する金額	請求人の主張内容等
1	松川キヌヨ	146,000	県政報告に係る質問を葉書に記載しているが答弁の記載がないのは全く意味がないので無効である。
2	中川カヨ子	795,000	議会報告ハガキは不当である。
3	宮崎 増次	175,000	ミニ議会報告ハガキ代としているが不当である。
4	青木太一郎	176,350	県政報告用葉書としているが不適當である。しかも、年賀ハガキの購入が11月1日から始まって合計20回もある。このことは、挨拶状にすぎないから広報費とは認められない。
	合 計	1,292,350	

